

兼業コード

・宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること

01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業、 飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業			14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・ 熱供給・水道業	10	金融・保険業		
				11	不動産賃貸業		
04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		